



【中国セミナー】2013年5月17日(金)開催 中国労働契約法セミナー「改正中国労働契約法の内容とその対応策」

松田綜合法律事務所では、2013年5月17日「マイツグループ／代表取締役 CEO 池田 博義 先生と君澤君律師事務所（上海）の王 正洋 先生をお招きして、「改正中国労働契約法の内容とその対応策」をテーマに、セミナーを開催いたしました。

中国においては、2012年12月、全国人民代表常務委員会において中国労働契約法の改正が行われました。

今回の主な改正点は、同一労働・同一賃金の原則の徹底、派遣労働における業務範囲の明確化、労務派遣業務の経営要件の厳格化及び罰則規定の強化に関するものとなっておりますが、多くの日系企業が派遣労働者を雇用しているため、種々の影響が及ぶことが予想されます。



この改正中国労働契約法は、本年7月1日から施行されることとなっており、中国に進出している日系企業は、早急な対応が求められています。

そこで、本セミナーにおいては、冒頭、当事務所所属 伊藤卓弁護士より、中国・上海での経験を元にしたご挨拶に続き、第一部として当事務所所長 松田純一弁護士より、「中国労働契約法改正の背景と目的」をテーマに、このたび改正された中国労働契約法について、そもそもの立法趣旨、背景、改正の概要についてご説明させていただきました。

続いて、池田先生、王先生に、それぞれ、中国の労働契約法の改正のポイント、そして、その実務上の問題点、対応策、そして施行後に予想される展開について、具体的な解説をしていただきました。



セミナー概要

■日時：2013年5月17日(金)

■会場：パシフィックセンチュリープレイス 30階 セミナールーム

■講師：

池田 博義 先生（マイツグループ／代表取締役 CEO 公認会計士・税理士）

王 正洋 先生（君澤君律師事務所 上海オフィス 所長弁護士）

松田 純一（松田綜合法律事務所 所長弁護士・社会保険労務士）

本件に関するお問い合わせは、下記までご連絡下さい。

